

報告 1

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱の一部改正について

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱（平成25年三次市教育委員会告示第15号）の一部を改正する告示について、別紙のとおり報告します。

平成26年3月18日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基